

生ごみ処理容器購入費補助金のご案内

岡山市では、一般家庭から出る生ごみの減量化や堆肥化を目的として、家庭用の生ごみ処理容器の購入に対して補助金を交付します。



●対象となる生ごみ処理容器と補助額

種類	1世帯の補助台数	補助額
電気式生ごみ処理機 (ディスポーザ型は、市長が認めるものに限る)	1台まで	購入費(税込み)の半額で3万円を上限とします。 (100円未満の端数は切り捨て) 購入費とは、各種値引き後の支払額を指します。
コンポスト容器 または ぼかし等の容器	2台まで	(一台あたり) 購入費(税込み)の半額で3千円を上限とします。 (100円未満の端数は切り捨て) 購入費とは、各種値引き後の支払額を指します。

●補助の条件(すべて該当すること)

- ◎ 市内に住所を有し、かつ居住している世帯主であること。
- ◎ 市内に容器の設置場所を確保でき、補助事業者又は同一の世帯に属する者が当該容器を使用するものであること。
- ◎ 容器から生成される堆肥等を有効に活用できるよう努めること。
- ◎ 市税の滞納がないこと。
- ◎ 補助事業者又は同一の世帯に属する者が過去5年度の間はこの補助金の交付を受けていないこと。(1世帯の補助台数に満たないものは除く)
- ◎ ディスポーザ型については、市長が認めるものであること。



●購入場所

対象となる生ごみ処理容器を販売している販売店。
(インターネット上の店舗も可)

必ず購入前に申請してください。
すでに購入されたものは対象となりません

●申請方法

申請書に必要事項を記入の上、環境事業課・区役所・支所・地域センターで申請してください。
(裏面の申請メモを控えとしてご利用ください。)

●申請後の流れ

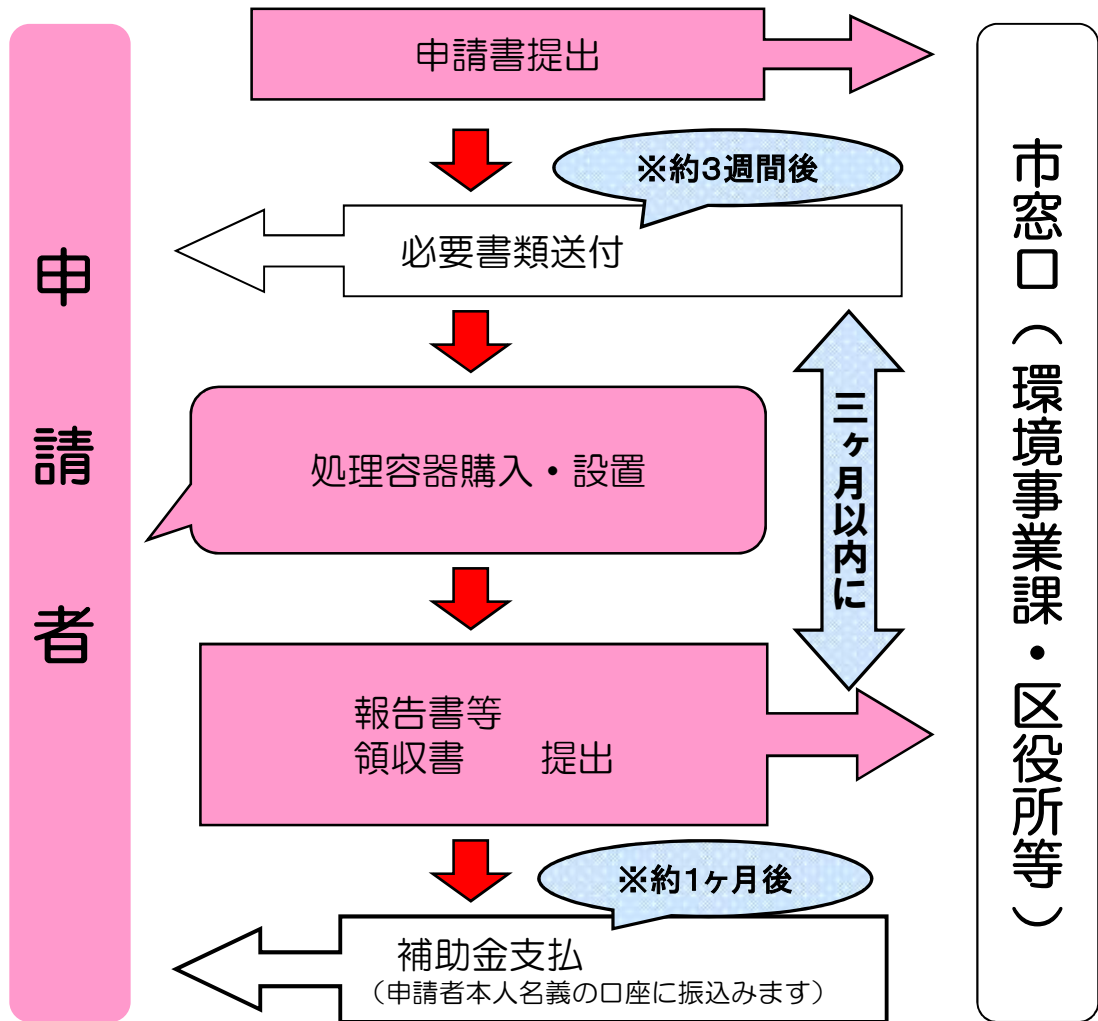
審査後、決定通知書を送付します。
通知書受領後に対象となる生ごみ処理容器を購入してください。
補助金交付には領収書が必要です。必ず領収書を受け取ってください。

★領収書

あて名、個数、容器の製品名などの記載があるものが
必要です。



申請から補助金交付までの流れ



※期間は応募状況等により変わることがあります。

●問い合わせ先

岡山市環境局環境事業課

- 北区ごみ対策班 分庁舎3階 TEL:086-803-1384(直通)
- 中区ごみ対策班 中区役所3階 TEL:086-901-1635(直通)
- 東区ごみ対策班 東区役所2階 TEL:086-944-5009(直通)
- 南区ごみ対策班 南区役所2階 TEL:086-902-3506(直通)

申請メモ	提出日
	年 月 日
	提出窓口